

危機管理マニュアル

1. 総則

本マニュアルは、児童発達支援および放課後等デイサービス事業所「友遊学舎」における危機管理体制を定め、事故や災害などの緊急時に適切な対応を行うことを目的とする。

2. 危機管理体制

- 管理責任者: 古井 伊智郎(事業所管理者)
- 緊急連絡先:
 - 消防署: 119
 - 警察署: 110
 - 提携クリニック: 岩崎内科診療所(048-822-8557)
- 職員の役割:
 - 管理責任者: 総括指揮をとる。
 - 職員: 児童の安全確保と状況報告。
 - 非常時対応チーム: 必要に応じて編成。

3. 緊急事態発生時の対応

3.1 火災

1. 「火事だ!」と大きな声で周囲に知らせる。
2. 児童を避難誘導し、安全な場所へ移動。
3. 119番通報し、事業所名・住所・状況を報告。
4. 初期消火を試みる(無理をしない)。
5. 職員全員で児童の安全を確認し、安否を報告。

3.2 地震

1. 「地震!」と声をかけ、机の下に隠れるよう指示。
2. 揺れが収まったら、避難経路を確認し、屋外へ誘導。
3. 児童の安否を確認し、管理責任者に報告。
4. 避難場所(大谷口小学校または大谷口中学校)へ移動。

3.3 事故・怪我

1. 負傷者の状態を確認し、応急処置を行う。
2. 必要に応じて、提携クリニック(岩崎内科診療所:048-822-8557)または119番に通報。
3. 保護者に速やかに連絡。
4. 監視カメラの動画、画像などを確認してから、事故報告書を作成し、管理責任者に提出。

3.4 行方不明

1. 児童がいなくなったことを確認したら、即座に職員間で連携。
2. 施設内外を捜索し、管理責任者に報告。
3. 発見できない場合、警察(110番)へ通報。
4. 保護者へ連絡し、状況を説明。
5. 監視カメラの動画、画像などを確認してから、事後報告を行い、再発防止策を検討。

3.5 不審者対応

1. 職員が不審者を確認した場合、速やかに管理責任者へ報告。
2. 児童を安全な場所へ避難させる。
3. 必要に応じて110番通報。
4. 不審者が去った後も安全確認を徹底し、記録を残す。

3.6 感染症発生時

1. 発症児童を隔離し、他の児童との接触を最小限に。
2. 保護者へ連絡し、迎えに来てもらう。
3. 事業所全体の消毒を実施。
4. 他の児童・職員の健康状態を確認し、必要に応じて医療機関(岩崎内科診療所: 048-822-8557)と連携。

4. 事後対応と再発防止

- 報告: 緊急事態が発生した場合、管理責任者が速やかに記録を作成し、関係機関へ報告。
- 検証: 事故・災害対応後に振り返りを行い、対応策を見直す。
- 訓練: 年2回の避難訓練を実施。
- 職員研修: 危機管理に関する研修を定期的に実施。

5. 連絡網

- 管理責任者: 古井伊智郎(08056956583、09065235987)
- 職員: 大浦悠登、坪倉優、島田ハワード
- 緊急避難場所: 地域指定避難所(大谷口小学校または大谷口中学校)

本マニュアルは、職員全員が理解し、迅速に対応できるよう定期的に見直しを行う。